

元気アップ教室開催のお知らせ

～プールコース～

水中ウォーキングやジョギング、水中での体操等を習得します。浮力を使って足腰に負担をかけずに健康づくりを行います。

開催期間：平成20年4月～6月の毎週火曜日（祝祭日を除く）

場所：岸本温泉ゆうあいパル内プール

時間：毎回 午前10時～11時30分

対象：・伯耆町の住民で3ヶ月間参加できる方
・高血圧、心疾患のない方

定員：15名

参加料：2,000円 初回教室時に徴収します。

（別途、ゆうあいパル利用料が教室1回につき300円必要です。）

持ち物：水着、スイミングキャップ、タオル、利用料

（希望される方は教室終了後、温泉に入浴することができます）

申込期限：3月7日（金）

参加者の決定方法について

：広く町民の方に利用していただく為、申込多数の場合には、参加回数（過去3年の期間）が少ない方から順に決定することとします。また、今までの参加回数が同回の場合には、抽選により決定とします。

【申込・問合せ先】総合福祉課健康増進室 68-5536

献血にご協力ください

3月17日（月）、献血車が町内の事業所を巡回します。一人でも多くの方のご協力をお願いします。

詳しい日程は、後日文字放送・防災無線でお知らせします。

献血に持って来ていただくもの



献血カード・献血手帳
献血の経験がある方のみ
本人確認ができるもの
（免許証、健康保険証など）
既に確認済の方は不要

【問合せ先】総合福祉課健康増進室 68-5536

平成20年4月1日から 特別医療費助成制度が変わります

重度の障害のある方や乳幼児などが、病院等で診療を受けたときの費用（自己負担分）の全額または一部を県と町で助成する特別医療費助成制度が今後も安定した持続可能な制度とするため見直されることとなりました。

小児の通院に係る助成対象が拡大されます。

5歳未満 小学校就学前まで

小児・ひとり親家庭・特定疾病の低所得者世帯にかかる入院費の負担が軽減されます。

入院費

自己負担額1,200円/日 負担上限：月15日まで
（自己負担上限なし）（月最高18,000円まで負担）
（月最高37,200円まで負担）

重度の障害者のかたについても世帯の所得に応じて医療費の一部負担が必要になります。

月額負担上限額（1医療機関ごと）

所得区分	世帯	町民税非課税世帯 町民税非課税のかた	町民税課税世帯		
			町民税非課税のかた	老齢福祉年金支給要件の所得額未満のかた	老齢福祉年金支給要件の所得額以上のかた
負担	通院	全額助成 (本人負担なし)	1,000円/月	2,000円/月	助成対象外 *医療保険制度に基づく自己負担額
	入院	従来どおり	5,000円/月	10,000円/月	

*、の方は医療機関ごとに月額負担上限額まで、総医療費の原則1割負担となります。

*老齢福祉年金支給要件の所得額とは、年間所得額1,595千円【扶養親族0人の場合】、給与収入になおすと約2,536千円です。

*院外薬局での負担はこれまでどおり無料です。

入院時の食事療養費（食材料費）の負担が必要になります。

障害者の方、特定疾病、小児（5歳）の方は 申請（更新）手続きが必要です

- ・申請（更新）受付 3月24日（月）から
 - ・受付場所 総合福祉課健康増進室または分庁統括課総合窓口室
 - ・申請（更新）に必要なもの
健康保険証、印鑑（認印）、現在お持ちの特別医療受給資格証、身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳（障害者の方）
 - *障害者の方（世帯）で、平成19年1月1日以降に転入された方（世帯）は、前住所地で交付される「扶養・控除の詳細の分かる『町民税決定証明書』などの証明」が必要です。
- 町内保育所に入所されている小児（5歳）の方は保育所を通じて手続きの案内をします。
小児（0歳～5歳未満）・ひとり親家庭の方は新しい受給資格証を3月下旬に郵送します。

【問合せ先】総合福祉課健康増進室 68-5536